

付 属 資 料

付属資料目次

1. 海上工事における関係法令一覧	7- 2
2. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き	
(1) 港湾区域内で、工事等を施工する場合	7- 8
(2) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合	7- 9
(3) 港湾区域及び5 6 条1 項の規定により公示され ている水域を除く水域で工事等を施工する場合	7- 9
(4) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で工事等を施工する場合	7-10
(5) 漁港内で工事等を施工する場合	7-12
(6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合	7-12
(7) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合	7-14
(8) 水路測量を実施する場合	7-16
(9) 航路標識を設置、管理、変更する場合	7-17
(10) 港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生じる工事（水路業務法の記 述）を施工する場合	7-20
3. 船舶航行に関する報告手続の手引き	
(1) 長大物件をえい（押）航するときの航路通報	7-21
(2) 海難発生時の通報	7-22
(3) 航路標識等事故発生時の通報	7-22
(4) 海難報告	7-23

1. 海上工事における関係法令一覧

分 類	法 令 名
航行安全に関する法令	海上衝突予防法 (昭和52. 6. 1法律第62号)
	同 施行規則 (昭和52. 7. 1運輸省令第19号)
	海上交通安全法 (昭和47. 7. 3法律第115号)
	同 施行令 (昭和48. 1. 26政令第5号)
	同 施行規則 (昭和48. 3. 27運輸省令第9号)
	港則法 (昭和23. 7. 15法律第174号)
	同 施行令 (昭和40. 6. 22政令第219号)
	同 施行規則 (昭和23. 10. 9運輸省令第29号)
	水路業務法 (昭和25. 4. 17法律第102号)
	同 施行令 (平成13. 12. 28政令第433号)
	同 施行規則 (昭和25. 7. 26運輸省令第55号)
	航路標識法 (昭和24. 5. 24法律第99号)
	同 施行規則 (昭和24. 6. 25運輸省令第30号)
	水難救護法 (明治32. 3. 29法律第95号)
	同 施行令 (昭和28. 8. 31政令第237号)
	同 施行規則 (明治32. 7. 29逋信省令第35号)
	海難審判法 (昭和22. 11. 19法律第135号)
	同 施行令 (昭和23. 3. 6政令第54号)
	同 施行規則 (昭和23. 4. 2運輸省令第8号)
	船舶法 (明治32. 3. 8法律第46号)
	同 施行細則 (明治32. 6. 12逋信省令第24号)
港湾等整備に関する法令	内航海運業法 (昭和27. 5. 27法律151号)
	同 施行令 (令和 4. 1. 4政令第7号)
	同 施行規則 (昭和27. 7. 2運輸省令第42号)
	港湾法 (昭和25. 5. 31法律第218号)
	同 施行令 (昭和26. 1. 19政令第4号)
	同 施行規則 (昭和26. 11. 22運輸省第98号)
	港湾の施設の技術上の基準を定める省令 (平成19. 3. 26国土交通省令第15号)
	漁港漁場整備法 (昭和25. 5. 2法律第137号)

分 類	法 令 名
	同 施行令 (昭和25. 7. 28政令第239号) 同 施行規則 (昭和26. 7. 17農林省令第47号) 技術基準対象施設の施工に関する基準を定める告示 (平成19. 3. 26国土交通省告示第363号) 海岸法 (昭和31. 5. 12法律第101号) 同 施行令 (昭和31. 11. 7政令第332号) 同 施行規則 (昭和31. 11. 10農林省、運輸省、 建設省令第1号) 公有水面埋立法 (大正10. 4. 9法律第57号) 同 施行令 (大正11. 4. 8勅令第194号) 同 施行規則 (昭和49. 3. 18 運輸省、建設省令第1号)
海洋汚染防止等に関する法令	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45. 12. 25法律第136号) 同 施行令 (昭和46. 6. 22政令第201号) 同 施行規則 (昭和46. 6. 23運輸省令第38号) 船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であ って海洋において処 分することができる ものの水質の基準を 定める省令 (昭和47. 8. 5運輸省令第50号) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45. 12. 25法律第137号) 同 施行令 (昭和46. 9. 23政令第300号) 同 施行規則 (昭和46. 9. 23厚生省令第35号) 資源の有効な再生資源の利用の促進に関する法律 (平成3. 4. 26法律第48号) 同 施行令 (平成3. 10. 18政令第327号) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12. 5. 31法律第104号)

分 類	法 令 名
	同 施行令 (平成12. 11. 29政令第495号) 同 施行規則 (平成14. 3. 5国土交通省・環境省第1号) 水質汚濁防止法 (昭和45. 12. 25法律第138号) 同 施行令 (昭和46. 6. 17政令第188号) 同 施行規則 (昭和46. 6. 19 総理府、通商産業省令第2号) 水産資源保護法 (昭和26. 12. 17法律第313号) 同 施行令 (昭和27. 6. 14政令第194号) 同 施行規則 (昭和27. 6. 16農林省令第44号) 自然環境保全法 (昭和47. 6. 22法律第85号) 同 施行令 (昭和48. 3. 31政令第38号) 同 施行規則 (昭和48. 11. 9総理府令第62号)
自然公園に関する法令	自然公園法 (昭和32. 6. 1法律第161号) 同 施行令 (昭和32. 9. 30政令第298号) 同 施行規則 (昭和32. 10. 11厚生省令第41号)
危険物に関する法令	火薬類取締法 (昭和25. 5. 4法律第149号) 同 施行令 (昭和25. 10. 31政令第323号) 同 施行規則 (昭和25. 10. 31通商産業省令第88号) 火薬類の運搬に関する内閣府令 (昭和35. 12. 28総理府令第65号) 危険物船舶運送及び貯蔵規則 (昭和32. 8. 20運輸省令第30号) 危険物の規制に関する政令 (昭和34. 9. 26政令第306号) 危険物の規制に関する規則 (昭和34. 9. 29総理府令第55号)
火災防止に関する法令	消防法 (昭和23. 7. 24法律第186号) 同 施行令 (昭和36. 3. 25政令第37号) 同 施行規則 (昭和36. 4. 1自治省令第6号)

分 類	法 令 名
交通安全に関する 法令	道路交通法 (昭和35. 6. 25法律第105号) 同 施行令 (昭和35. 10. 11政令第270号) 同 施行規則 (昭和35. 12. 3総理府令第60号) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (昭和42. 8. 2法律第131号) 同 施行令 (昭和42. 12. 18政令第363号) 同 施行規則 (昭和42. 12. 22運輸省令第86号)
船舶設備に関する 法令	船舶安全法 (昭和 8. 3. 15法律第11号) 同 施行令 (昭和 9. 2. 1勅令第13号) 同 施行規則 (昭和38. 9. 25運輸省令第41号) 船舶構造規則 (平成10. 3. 31運輸省令第16号) 船舶機関規則 (昭和59. 8. 30運輸省令第28号) 船舶設備規程 (昭和 9. 2. 1逡信省令第 6 号) 船舶区画規程 (昭和27. 11. 14運輸省令第97号) 船舶防火構造規則 (昭和55. 5. 6運輸省令第11号) 満載喫水線規則 (昭和43. 8. 10運輸省令第33号) 船舶復原性規則 (昭和31. 12. 28運輸省令第76号) 船舶救命設備規則 (昭和40. 5. 19運輸省令第36号) 船舶消防設備規則 (昭和40. 5. 19運輸省令第37号)
船員に関する法令	船舶職員及び小型船舶操縦者法 (昭和26. 4. 16法律第149号) 同 施行令 (昭和58. 2. 12政令第13号) 同 施行規則 (昭和26. 10. 15運輸省令第91号) 船員法 (昭和22. 9. 1法律第100号) 同 施行規則 (昭和22. 9. 1運輸省令第23号) 船員労働安全衛生規則 (昭和39. 7. 31運輸省令第53号) 船員保険法 (昭和14. 4. 6法律第73号)

分 類	法 令 名
	同 施行令 (昭和28. 8. 31政令第240号) 同 施行規則 (昭和15. 2. 27厚生省令第5号)
陸上労働に関する 法令	労働基準法 (昭和22. 4. 7法律第49号) 同 施行規則 (昭和22. 8. 30厚生省令第23号) 女子年少者労働基準規則 (昭和29. 6. 19労働省令第13号) 事業附属寄宿舎規程 (昭和22. 10. 31労働省令第7号) 建設業附属寄宿舎規程 (昭和42. 9. 29労働省令第27号) 建設労働者の雇用の (昭和51. 5. 27法律第33号) 改善等に関する法律 労働安全衛生法 (昭和47. 6. 8法律第57号) 同 施行令 (昭和47. 8. 19政令第318号) 労働安全衛生規則 (昭和47. 9. 30労働省令第32号) 有機溶剤中毒予防規則 (昭和47. 9. 30労働省令第36号) ボイラー及び圧力容器安全規則 (昭和47. 9. 30労働省令第33号) クレーン等安全規則 (昭和47. 9. 30労働省令第34号) ゴンドラ安全規則 (昭和47. 9. 30労働省令第35号) 高気圧作業安全衛生規則 (昭和47. 9. 30労働省令第40号) 酸素欠乏症等防止規則 (昭和47. 9. 30労働省令第42号) 労働者災害補償保険法 (昭和22. 4. 7法律第50号) 同 施行令 (昭和52. 3. 23政令第33号) 同 施行規則 (昭和30. 9. 1労働省令第22号) 職業安定法 (昭和22. 11. 30法律第141号) 同 施行令 (昭和28. 8. 31政令第242号) 同 施行規則 (昭和22. 12. 29労働省令第12号) 雇用保険法 (昭和49. 12. 28法律第116号) 同 施行令 (昭和50. 3. 10政令第25号) 同 施行規則 (昭和50. 3. 10労働省令第3号) 労働保険の保険料の (昭和44. 12. 9法律第84号) 徴収等に関する法律

分	類	法	令	名
		同	施行令	(昭和47. 3. 31政令第46号)
		同	施行規則	(昭和47. 3. 31労働省令第8号)
		健康保険法		(大正11. 4. 22法律第70号)
		同	施行令	(大正15. 6. 30勅令第243号)
		同	施行規則	(大正15. 7. 1内令第36号)
		厚生年金保険法		(昭和29. 5. 19法律第115号)
		同	施行令	(昭和29. 5. 24政令第110号)
		同	施行規則	(昭和29. 7. 1厚生省令第37号)
		最低賃金法		(昭和34. 4. 15法律第137号)
		同	施行規則	(昭和34. 7. 10労働省令第16号)
		賃金の支払の確保等 に関する法律		(昭和51. 5. 27法律第34号)
		同	施行令	(昭和51. 6. 28政令第169号)
		同	施行規則	(昭和51. 6. 28労働省令第26号)
		職業能力開発促進法		(昭和44. 7. 18法律第64号)
		同	施行令	(昭和44. 9. 30政令第258号)
		同	施行規則	(昭和44. 10. 1労働省令第24号)
		所得税法		(昭和40. 3. 31法律第33号)
		同	施行令	(昭和40. 3. 31政令第96号)
		同	施行規則	(昭和40. 3. 31大蔵省令第11号)
		建設業退職金共済制度		(昭和39. 6. 18政令第188号)
		悪臭防止法		(昭和46. 6. 1法律第91号)
		同	施行令	(昭和47. 5. 30政令第207号)
		同	施行規則	(昭和47. 5. 30政令第39号)

2. 工事等に関する許可申請、届出手続の手引き

(1) 港湾区域内で、工事等を施工する場合

書類の名称	港 湾 工 事 等 許 可 申 請 書
根 拠 法 令	港湾法37－1項、同令13、14
適 用 海 域	港湾区域内、又は港湾隣接地域内(港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であつて港湾管理者が指定する区域)
手続を必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ① 港湾区域の水域（上空100mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ）又は公共空地の占用 ② 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 ③ 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良 （第一号の占用を伴うものは除く） ④ 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為 イ．港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築 ロ．港湾管理者が指定する廃物の投棄
提 出 者	工事等施工者
提 出 先	港湾管理者
他の法令との関係	公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。 港湾区域の定めのない港湾で都道府県知事が水域を定めて公告した場合は、その水域において、水域施設、外郭施設、若しくは係留施設を建設し、その他水域の一部を占用し、土砂を採取し、又はその他の港湾の利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある政令で定める行為をしようとする者は、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。（港湾法56－1）

(2) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合

書類の名称	工 事 ・ 作 業 許 可 申 請 書
根 拠 法 令	港則法31－1項、45項 同則16、20-9
適 用 海 域	特定港内又は特定港の境界附近（特定港以外の港にも準用）
手続を必要とするとき	工事又は作業を行うとき
提 出 者	工事又は作業の実施責任者
提 出 先	特定港にあっては所轄港長 特定港以外の港にあっては所轄海上保安監部又は海上保安航空基地部の長
申 請 の 内 容	① 氏名及び住所 ② 工事又は作業の目的及び種類 ③ 工事又は作業の期間及び時間 ④ 工事又は作業の区域又は場所 ⑤ 工事又は作業の方法 ⑥ その他（標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等）

(3) 港湾区域及び第56条第1項の規定により公示されている水域を除く水域で工事等を施工する場合

書類の名称	水域施設等（建設・改良）届出書
根 拠 法 令	港湾法56－3、同令20、同則29、30
適 用 海 域	港湾区域及び港湾法第56条第1項以外の水域
手続を必要とするとき	水域施設、外郭施設又は係留施設（危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリエーション用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数500トン以上の船舶の係留施設）を建設し又は改良する場合
提 出 者	工事等施工者

書類の名称	水域施設等（建設・改良）届出書
提出先	都道府県知事（当該届出にかかわる水域施設等の所在する地先水面が2以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）
記載事項	1) 事項 ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 ② 種類及び規模 ③ 船舶許容能力、係留能力 ④ 工事の開始及び完了の予定期日 ⑤ 使用及び管理の計画 2) 添付書類 ① 次の事項を示し又は記載した書類 イ. 諸元及び要求性能 ロ. 作用及びその設定根拠 ハ. イ及びロの照査方法 ② 施工方法、施工管理方法及び安全管理方法を記載した書類 ③ 維持管理方法を記載した書類 ④ 位置及び付近の状況を表示した縮尺1/10,000以上の図面 ⑤ 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1/1,000以上の図面 ⑥ 規模及び構造を表示した縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図（種類、規模等により一部を省略することができる） ⑦ その他参考書類

(4) 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海で工事等を施工する場合

書類の名称	工事等許可申請書	工事等届出書
根拠法令	海交法30、同規則25	海交法31、同規則27

書類の名称	工 事 等 許 可 申 請 書	工 事 等 届 出 書
適 用 海 域	航路又はその周辺の政令で定める海域	左記以外の海交法適用海域
手続を必要とするとき	① 工事、作業をするとき 又は変更するとき ② 工作物の設置、又は変更するとき	同 左 同 左
提 出 者	工事又は作業をしようとする者、工作物の設置をしようとする者	同 左
提 出 先	所轄海上保安部の長 (所轄管区海上保安本部長あて)	所轄海上保安(監)部又は海上保安航空基地の長 (所轄管区海上保安本部長あて)
提 出 部 数	2部	同 左
記 載 事 項	① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ② 当該行為の種類 ③ 当該行為の目的 ④ 当該行為に係る場所 ⑤ 当該行為の方法 ⑥ 当該行為により生じるおそれがある船舶交通の妨害を予防するために講じる措置の概要 ⑦ 当該行為の着手及び完了の予定期日 ⑧ 工事又は作業をしようとする場合は イ. 現場責任者の氏名及	① 許可記載事項のうち①～⑤及び⑦の事項 ② 当該行為により生じるおそれがある船舶交通の危険を防止するために講じる措置の概要 ③ 工事又は作業をしようとする場合にあっては許可記載事項の⑧の事項 ④ 工作物を設置する場合にあっては許可記載事項の⑨の事項 ⑤ 係留施設を設置しようとする場合は係留施設の使用計画 (添付書類)

書類の名称	工 事 等 許 可 申 請 書	工 事 等 届 出 書
	び住所 ロ．使用船舶の概要 ⑨ 工作物を設置しようとする場合はその工作物の概要 (添付書類) 位置図、並びに当該行為に係る工作物の平面図、断面図、構造図	位置図並びに当該行為に係る 工作物の平面図、断面図、構造図、⑤にあっては使用の計画の作成の基礎を記載した書類
他の法令との関係	港則法の規定に基づき工事の許可を受けた場合は本件の許可、届出は不要である	

(5) 漁港内で工事等を施工する場合

書類の名称	工 事 等 許 可 申 請 書
根 拠 法 令	漁港法39
適 用 海 域	漁港の区域内の水域又は公共空地
手続を必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき ① 工作物の建設若しくは改良 (水面又は土地の占用を伴うものを除く) ② 土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土 ③ 汚水の放流若しくは汚物の放棄 ④ 水面若しくは土地の一部の占用 (公有水面の埋立てによる場合を除く)
提 出 者	工事等施工者
提 出 先	漁港管理者

(6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合

書類の名称	海 岸 保 全 区 域 占 用 許 可 申 請 書	海 岸 保 全 区 域 工 事 等 許 可 申 請 書
根 拠 法 令	海岸法7、同則3	海岸法8、同令3、同則4
適 用 海 域	(陸地においては満潮時の	同 左

書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
	水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ50mをこえない範囲)	
手続を必要とするとき	海岸保全施設以外又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占用しようとするとき	次の行為をしようとするとき ① 土石（砂を含む）を採取すること ② 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること ③ 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為（木材その他の物件を投棄し、又は係留する等の行為で、海岸保全施設を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの）
提出者	占用しようとするもの	工事等施工者
提出先	海岸管理者	同 左
申請の内容	① 海岸保全区域の占用の目的 ② 海岸保全区域の占用の期間 ③ 海岸保全区域の占用の場所 ④ 施設又は工作物の構造 ⑤ 工事实施の方法 ⑥ 工事实施の期間	① 土石採取の場合 イ．採取の目的 ロ．採取の期間 ハ．採取の場所 ニ．採取の方法 ホ．採取量 ② 施設又は工作物の新設、改築の場合 イ．新設又は、改築する

書類の名称	海岸保全区域 占用許可申請書	海岸保全区域 工事等許可申請書
		目的 ロ．新設又は、改築する 場所 ハ．新設又は、改築する 施設又は工作物の構造 ニ．工事实施の方法 ホ．工事实施の期間 ③ 土地の掘削、盛土、切 土等を行う場合 イ．目 的 ロ．内 容 ハ．期 間 ニ．場 所 ホ．方 法

(7) 自然公園、特別地域内で工事等を施工する場合

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
根 拠 法 令	自然公園法20、21、22、33、同則10
適 用 海 域	特別地域（国立公園、国定公園） 特別保護地区、海域公園地区
手続を必要とするとき	特別地域内で次の行為をしようとするとき ① 工作物を新築し、改築し、又は増築すること ② 木竹を伐採すること ③ 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること ④ 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること ⑤ 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること ⑥ 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺 1 キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
	原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること ⑦ 広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること ⑧ 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること ⑨ 水面を埋め立て、又は干拓すること ⑩ 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること ⑪ 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること ⑫ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと ⑬ 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること ⑭ 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む） ⑮ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること ⑯ 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること ⑰ 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること ⑱ 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致

書類の名称	自然公園法特別地域工事等許可申請書
	の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの
提出者	工事等施工者
提出先	国立公園区域 環境庁長官 国定公園区域 都道府県知事
申請の内容	① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 行為の種類 ③ 行為の目的 ④ 行為の場所 ⑤ 行為地及びその付近の状況 ⑥ 行為の施行方法 ⑦ 着手及び完了の予定日 (添付図面等) ① 行為の場所を明らかにした縮尺1/25,000以上の地形図 ② 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺1/5,000以上の概況図及び天然色写真 ③ 行為の施行方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 ④ 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1/1,000以上の図面

(8) 水路測量を実施する場合

書類の名称	水路測量許可申請書
根拠法令	水路業務法6、同則2、3
手続を必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき ただし、次の場合は、本件許可は不要である

書類の名称	水路測量許可申請書	
	① 学術的な調査、研究のための水路測量 ② 港湾施設施工のための水路測量 ③ 百万分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量 ④ 前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量	
提出者	水路測量実施者	
提出先	実施する区域が2つ以上の管区海上保安本部の管轄海域にまたがる場合は、所轄海上保安本部又は海上保安庁海洋情報部（海上保安庁長官あて）	左記以外 所轄海上保安本部海洋情報部（管区海上保安本部長あて）
申請の内容	① 申請者の住所、氏名又は名称 ② 水路測量の目的、区域 ③ 水路測量標の設置の有無 ④ 事項 ⑤ 測定又は調査の方法、機器及び機器の精度 ⑥ 期間 ⑦ 成果の提出 ⑧ 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑨ 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 ⑩ 備考（計画機関の担当者等）	

(9) 航路標識を設置、管理、変更する場合

書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書
根拠法令	航路標識法11、21-1 同則2、3、4、5、15、16	航路標識法13-1、13-6、 14、21-2 同則9、11、18
手続を必要とするとき	海上保安庁以外の者が航路標識を設置するとき	許可を受けた者が設置した航路標識を変更、供用を休廃止、再開しようとするとき

書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書
提出者	設置しようとする者	変更等をしようとする者
提出先	所轄海上保安（監）部 （管区海上保安本部長あて）	同 左
記載事項	1）許可標識 （申請書） ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置、構造及び設備 ④ 管理の方法 ⑤ 設置の目的 ⑥ 供用開始の予定期日 ⑦ その他参考となるべき事項（設置期間、現状変更予定等） （添付書類） ① 設置位置及び付近の状況を示した図面 ② 設置しようとする土地、水面及び建物についての使用権原を証する書類 ③ 全体を示した側面図 ④ 機器の構成を示した図面 ⑤ 告示要項書 ⑥ 用品の調書	1）許可標識 （申請書） ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ② 種類 ③ 位置 ④ 名称 ⑤ 変更事項 ⑥ 変更理由 ⑦ 変更後の供用開始の予定期日 （添付書類） 変更後の左記①～⑤の添付書類、用品の調書

書類の名称	航路標識設置許可申請書 航路標識設置届出書	航路標識変更許可申請書 航路標識休止等届出書
	⑦ 無線局免許状の写し (電波標識に限る) 2) 届出標識 (届出書) 申請書記載事項のとおり (添付書類) 申請書添付書類のうち、 ①、②、③、⑤ の書類	2) 事前 (届出標識) (届出書) 申請書記載事項のとおり (添付書類) 申請書添付書類のうち、 ①、②、③、⑤の書類 3) 事後 (軽微な変更等) (届出書) 申請書記載事項のうち① ～⑥、変更日 (添付書類) 申請書添付書類のうち、 ③、④の書類、用品の調 書 4) 休止、廃止、再開 申請書記載事項のうち、 ①～④ ⑤ 休止の予定期日及び 期間並びに休止に伴う 措置 ⑥ 廃止の予定期日及び 廃止に伴う措置 ⑦ 再開の予定期日 ⑧ 理 由

注) 各手続きに併せて、許可(届出)標識の設置等の情報を漁業協同組合等の
海域利用者へ事前周知する。

(10) 港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生じる工事（水路業務法の記述）を施工する場合

書類の名称	水路業務法第19条第1項に基づく通報
根 拠 法 令	水路業務法19-1項
手続を必要とするとき	港湾の修築、その他海岸線に重大な変化を生じる工事（水路業務法の記述）を施工しようとするとき ※地方整備局が行う港湾工事、海岸工事は全て該当 ① 着工時（作業許可申請後） ② 工事完了前（工事用ブイを撤去する前）
提 出 者	工事等施工者
提 出 先	所轄海上保安本部海洋情報部（海上保安庁長官あて）
申請の内容	① 工事の名称 工事計画書、発注書等に記載された名称、又は工事施設の名称等 ② 工事の概要 施工施設の名称及び海上作業に係る大まかな工事の種別 ③ 工事の期間（予備日を含む） ④ 場所及び区域 工事計画平面図等を添付 ⑤ 計画機関 工事発注者名及び連絡先

3. 船舶航行に関する報告手続きの手引き

(1) 長大物件をえい（押）航するときの航路通報

名 称	巨大船等の航行に関する通報（航路通報）													
根 拠 法 令	海交法22、同則12、13、14													
手続を必要とするとき	長大物件えい航又は押航して（引き船の船首から引かれる物件の後端まで又は押し船の船尾から押される物件の先端までの距離が航路ごとに省令で定める距離以上となる場合）、海交法第2条1項に規定する航路を航行しようとするとき、及び予定を変更したとき													
通 報 者	船長又は船長の職務代行者													
通 報 先	航路を担当する海上交通センター <table><tr><th>航 路 名</th><th>航路担当事務所</th></tr><tr><td>浦賀水道航路、中ノ瀬航路</td><td>東京湾海上交通センター</td></tr><tr><td>明石海峡航路</td><td>大阪湾海上交通センター</td></tr><tr><td>備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路</td><td>備讃瀬戸海上 交通センター</td></tr><tr><td>伊良湖水道航路</td><td>伊勢湾海上交通センター</td></tr><tr><td>来島海峡航路</td><td>来島海峡海上交通センター</td></tr></table> 海難事故が発生した場合は、発生した海域を管轄する海上保安（監）部		航 路 名	航路担当事務所	浦賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター	明石海峡航路	大阪湾海上交通センター	備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上 交通センター	伊良湖水道航路	伊勢湾海上交通センター	来島海峡航路	来島海峡海上交通センター
航 路 名	航路担当事務所													
浦賀水道航路、中ノ瀬航路	東京湾海上交通センター													
明石海峡航路	大阪湾海上交通センター													
備讃瀬戸東航路、宇高東航路 宇高西航路、備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路、水島航路	備讃瀬戸海上 交通センター													
伊良湖水道航路	伊勢湾海上交通センター													
来島海峡航路	来島海峡海上交通センター													
通 報 時 期	① 最初の通報：航路入航予定日の前日の正午まで ② 変更通報：航路入航予定時刻の3時間前 以後その都度直ちに													
通 報 手 段	海上保安庁長官が告示で定める方法													
通 報 事 項	① 船舶の名称及び総トン数 ② 長大物件えい（押）航船の全体の長さ及び喫水（単位メートル） ③ 長大物件えい（押）航船の引き又は押す物件の概要（種類、長さ、巾、高さ等） ④ 仕向港（仕向港の定まっている船舶に限る）													

名 称	巨大船等の航行に関する通報（航路通報）
	⑤ 航行しようとする航路の区間 ⑥ 航路入航予定日時（時刻は24時、日本標準時による） ⑦ 航路出航予定日時（同 上） ⑧ 船舶局の呼出符号又は呼出名称（船舶局のある船舶に限る） ⑨ 海上保安庁との連絡方法（船舶局のない船舶に限る）

（注）（1）通報を郵送する場合は、封筒に「航路通報」と朱書すること。

（2）航路を通航しない場合はこの通報は必要としない。

（2）海難発生時の通報

名 称	海 難 報 告	海 難 報 告
根 拠 法 令	海交法43、同則29	港則法24
適 用 海 域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海	港内又は港の境界付近
手続を必要とするとき	海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき	海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき
通 報 者	船 長	船 長
通 報 先	所轄海上保安（監）部、海上保安航空基地の長	所轄港長又は所轄海上保安（監）部の長
通 報 事 項	① 海難の概要 ② 標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するためにとった措置の概要	同 左

（3）航路標識等事故発生時の通報

名 称	航 路 標 識 事 故 発 生 時 の 通 報
根 拠 法 令	航路標識法25
適 用 海 域	港、湾、海峡、その他国内沿岸水域

名 称	航路標識事故発生時の通報
手続を必要とするとき	航路標識に事故のある事を発見したとき
通 報 者	事故発見者
通 報 先	海上保安庁又は所轄管区海上保安本部若しくはその事務所
通 報 事 項	事故状況

(4) 海難報告

名 称	海 難 報 告 書
根 拠 法 令	船員法19、同則14
手続を必要とするとき	次の事態が発生したとき ① 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷 その他の海難が発生したとき ② 人命又は船舶の救助に従事したとき ③ 航行中、他の船舶の遭難を知ったとき ④ 船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき ⑤ 予定航路変更したとき ⑥ 船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶 に関し著しい事故があったとき
報 告 者	船 長
報 告 先	最寄りの地方運輸局等の事務所
報 告 時 期	発生後遅滞なく
報 告 部 数	3 部
報 告 内 容	① 件名（衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等） ② 船 名 ③ 船 質 ④ 船舶番号 ⑤ 船籍港 ⑥ 総トン数 ⑦ 航行区域又は従業制限及び従業区域

名 称	海 難 報 告 書
	⑧ 主機の種類、箇数及び出力 ⑨ 船舶所有者住所、氏名又は名称 ⑩ 船長の住所及び氏名 ⑪ 機関長の住所及び氏名 ⑫ 海技免状又は小型船舶操縦免許証の種類及び番号 (船長、機関長) ⑬ 発航港及び到着港 ⑭ 事実発生の年月日時及び場所 ⑮ 事故のてん末
様 式	第 4 号
注	① 海難報告書を提出する際、航海日誌を提示すること 航海日誌を提示できないときは、その理由を備考として事実の末尾に記載すること ② 航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には、遭難船舶の救助におもむくことができなかった理由をも記載すること ③ 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること ④ 報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること